

平成22年度

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学選抜試験

【2年短縮型】

法律科目試験問題：民事訴訟法(配点:100点)

注意事項

- 1 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 2 問題冊子は、全部で2ページである。
解答用紙は、全部で8ページである。
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 3 解答用紙の上部所定欄に、1ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、2ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 4 解答は、第1問は1ページから、第2問は5ページから記入すること。
- 5 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。
- 6 机上に各自の「受験票」と「大学入試センター法科大学院適性試験受験票」を出しておくこと。
- 7 解答用紙は、8ページを超えて使用することはできない。

(民事訴訟法)

第1問

XとYは、Aの共同相続人である。Aの遺言において、A所有の不動産全部をYに遺贈することとされていたため、Aの死後、XとYの間で、遺産分割をめぐり争いが生じた。とうとう、Xは、Yを被告として、Aの遺言無効確認の訴えを提起し、Aに遺言能力が欠缺していたので遺言は無効であると主張した。これに対して、Yは、Xのこの訴えはそもそも「訴えの利益」を欠くとして、訴えを却下するよう求めた。Xの訴えの「訴えの利益」について、訴訟法上問題となる点を挙げて、検討しなさい。

(配点：50点)

(民事訴訟法)

第2問

Xは、Yを被告として、200万円の貸金返還請求の訴え（以下、「本件訴え」という）を提起した。その際、Xは、Yに対する600万円の貸金債権のうち、さしあたり200万円の返還を求める旨、訴状で明らかにしていた。これを前提に、次の各問に答えなさい。

問1 本件訴えの係属中に、別訴として、Xが、Yに対して、600万円から200万円を差し引いた残額400万円の支払いを求める訴えを提起した。裁判所は、この後訴をどのように扱ったらよいか。学説および判例を踏まえて論じなさい。

問2 本件訴えを審理した結果、裁判所は、YがXに100万円しか貸金債務を負っていないとして、Yに対し、Xへの100万円の支払いを命じるとともに、その余の請求を棄却する判決を言い渡した。その判決が確定したあとで、Xが、Yに対し、600万円から200万円を差し引いた残額400万円の支払いを求める訴えを提起した。裁判所は、この後訴をどのように扱ったらよいか。学説および判例を踏まえて論じなさい。

(配点：50点)